

由布市と公立大学法人大分県立芸術文化短期大学との相互協力協定書

由布市と公立大学法人大分県立芸術文化短期大学とは、相互の発展を目ざして幅広い分野で協力するために、ここに協定を締結する。

1. 両者は次の事項について協力する。
 - 1) 芸術文化の振興における諸課題
 - 2) 情報化の推進における諸課題
 - 3) 学校教育及び生涯学習の振興における諸課題
 - 4) 国際化の推進における諸課題
 - 5) 学生と市民の交流における諸課題
 - 6) 地域の活性化及びまちづくりにおける諸課題
 - 7) その他両者が必要と認める諸課題
2. この協力による連携・協力の具体的事業及び成果の利用条件等については、両者が協議して別に定める。なお、この協定を実効性あるものとするため、定期的に協議の場を設ける。
3. 本協定は両者の代表が署名した日に発効し、以後3年間有効とする。ただし、両者のいずれからも異議申し立てがない場合は、3年毎に自動的に更新されるものとする。
4. この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者がそれぞれ1通を保有する。

平成20年3月24日

由布市長

公立大学法人

大分県立芸術文化短期大学理事長

首藤 奉文



利光 功

